

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹羽広域事務組合が発注する公共工事に係る工事請負業者の資金調達の安定化を図り、公共工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び丹羽広域事務組合契約規則(昭和61年規則第2号)第62条の規定により前金払に関する取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前金払の対象とすることができる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項で規定する公共工事(土木建築に関する設計、調査、測量及び監理を含む。)のうち、契約金額が300万円を超えるものとする。

(前金払の額及び制限)

第3条 前金払の額は、契約金額に100分の40を乗じて得た額以内とする。ただし、土木建築に関する設計、調査、測量及び監理については、契約金額に100分の30を乗じて得た額以内とする。

2 前項に定める場合のほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第4条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

2 繰越明許費(事故繰越も含む。)に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。

(対象及び割合の明示)

第5条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件(見積条件も含む。)として、あらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

(中間前金払の額及び制限)

第6条 次の各号のいずれにも該当する場合、契約金額の100分の20以内で、既にした前金払との合計額が当初契約金額の100分の60以内の額で中間前金払を受けることができる。

(1) 第3条第1項第で規定する前金払を受けている

(2) 工期の2分の1を経過している

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものである

(前金払の端数整理)

第7条 前金払及び中間前金払に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(請求及び支払)

第8条 前金払を受けようとする者は、工事請負業者に法第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に定義する保証契約を締結した保証証書を寄託し、請求書を提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする者は、支払いの請求に先立ち、中間前金払認定申請書(様式第1号)に実施工程表を添付して第6条に掲げる要件を満たしていることの認定を申請するものとする。

3 前項の申請があったときは、直ちに確認を行い、当該結果を中間前金払認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 前項の規定により中間前金払の認定を受けた者は、当該前金払に関し、第1項の規定に準じた保証証書と請求書を提出するものとする。

5 管理者は、前金払並びに中間前金払の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(前金払をした時の部分払)

第9条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

2 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方のみの請求権を有するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、中間前金払を受けた工事についても部分払ができるものとする。

(契約金額の変更に伴う増減)

第10条 前金払を受けようとする者は、工事内容の変更、その他の理由により契約金額(継続費及び債務負担行為に係る場合については、当該年度の出来高予定額。以下同じ。)が増額した場合、増額後の契約金額をもとに第3

条により求められた額(中間前金払の支払いを受けているときは増額後の契約金額の100分の60)から、支払済の前金払の額を差し引いた額以内で前金払並びに中間前金払の請求をすることができる。

- 2 工事内容の変更、その他の理由により契約金額を100分の20以上減額した場合は、支払済の前金払の額から、減額後の契約金額を基に第3条により求める額を差し引いた後の額を返還しなければならない。
- 3 前2項において、契約残工期が30日未満のときは、前金払の額の増減は行わないものとする。
- 4 第1項において、第3条第2項の規定を準用する。

(返還)

第11条 前条第2項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前金払の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前金払を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
 - (2) 法第5条に規定する保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
 - (3) 当該工事の契約が解除されたとき。
- 2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前金払の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た利息(100円未満切捨て)を付するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に締結した契約については、適用しない。

附 則(令和6年告示第19号)

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

中間前金払認定申請書

年 月 日

丹羽広域事務組合
管理者

様

受注者 住所
氏名

下記の工事について、中間前金払を受けるため、第6条に規定のある要件を満たしていることの認定を申請します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
前 金 払 受 領 済 額	金 円
進 捗 状 況	契約金額の % (年 月 日現在) (工期が複数年の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)
	全行程の % (年 月 日現在) (工期が複数年の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)
添 付 書 類	作業状況を記した実施工程表

様式第2号(第8条関係)

中間前金払認定通知書

年 月 日

様

丹羽広域事務組合
管理者

年 月 日付けで認定申請のありました下記の工事について、中間前金払を受けることができる要件を満たしていることを認定します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
契約金額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
前 金 払 受 領 済 額	金 円